

災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する覚書

愛媛県西条地区工業用水道管理事務所（以下「甲」という。）と愛媛県管工事協同組合連合会新居浜支部、西条支部及び東予周桑支部（以下「乙」という。）とは、地震、津波等により発生した大規模災害等（以下「災害等」という。）における西条地区工業用水道施設の応急復旧業務の実施について、平成28年11月7日に愛媛県公営企業管理局と愛媛県管工事協同組合連合会が締結した「災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、西条地区工業用水道施設において、管路の破損等が発生した場合、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に応急復旧業務が実施できるよう必要な事項を定める。

（応急復旧業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する応急復旧業務等は、次のとおりとする。

- （1）管路の破損等に対する応急復旧作業
- （2）その他作業に付随するもの

（協力要請の方法）

第3条 甲は、前条に規定する応急復旧業務について、乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面（第1号様式）により行うものとする。ただし、災害等の状況により書面によることができない場合は、口頭、電話（携帯電話を含む）、ファクシミリ又は電子メール等、使用可能な手段を用いるものとする。

- （1）災害の状況及び応急復旧業務の内容
- （2）応急復旧業務を必要とする日時、場所、人員、資機材等の種類及び数量等
- （3）現場担当職員の所属及び氏名
- （4）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定により甲から協力要請を受けたときは、所属組合員の中から応急復旧業務に対して協力する者（以下「協力会社」という。）を選ぶとともに甲に対して通知するものとする。

3 応急復旧業務に係る現場の指揮は、甲が指定した現場担当職員が行うものとする。ただし、当該職員が現場を指揮できない場合は、甲が代行者を指名するものとする。

4 甲は、次に掲げる事項について可能な限り調査し、乙に伝達するものとする。

- （1）現場周辺の状況（台帳図面、工事の支障となる物件及び迂回路等）
- （2）関係機関等（各管理者、所轄警察署、所轄消防署等）
- （3）緊急時の連絡方法等その他必要な事項

5 乙は、第1項及び前2項について、甲から示された内容を協力会社に通知するものとする。

(応急復旧業務の実施)

第4条 前条の規定に基づき、甲から業務の実施の要請を受けた協力会社は、甲に現場作業体制を報告するとともに、業務に伴う諸手続を行い、特別な理由がない限り速やかに応急復旧業務の実施に努めるものとする。

2 協力会社は、前条第3項に定める現場担当職員の指示に従い、二次災害等が発生しないよう十分留意するとともに、不測の事態が生じた場合は、速やかに現場担当職員に報告し対応を協議するものとする。

(報告)

第5条 応急復旧業務が完了した場合は、協力会社は次に掲げる事項について取り纏め、書面(第2号様式)により甲に報告するものとする。

- (1) 実施期間
- (2) 実施場所
- (3) 業務内容
- (4) 従事人員
- (5) 使用した工業用水道資機材等の種類及び数量
- (6) 前項に掲げるもののほか業務完了報告に必要な事項

(経費の負担)

第6条 第4条第1項の規定に基づき協力会社が実施した応急復旧業務に要した経費は、甲の積算基準に基づき積算し、甲が協力会社と協議の上決定したのち協力会社の請求により甲が支払うものとする。

2 協力会社は、前項の支払いに必要な甲の指示する書類等を経費の請求時に甲に提出するものとする。

(損害の負担)

第7条 応急復旧業務により生じた損害については、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙及び協力会社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、乙及び協力会社が負担するものとする。

(災害補償)

第8条 この覚書に基づいて業務に従事した者が業務を行うことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により対処するものとする。

(体制整備)

第9条 甲及び乙は、応急復旧業務に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検及び改善に努めるものとする。

2 この覚書の応急復旧業務に関する連絡窓口は、甲においては愛媛県西条地区工業用水道管理事務所、乙においては愛媛県管工事協同組合連合会新居浜支部、西条支

部及び東予周桑支部とする。

(有効期限)

第 10 条 この覚書は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による特段の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第 11 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書 4 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 8 年 1 1 月 7 日

甲 愛媛県西条地区工業用水道管理事務所
所長 河野 公男

乙 愛媛県管工事協同組合連合会

(新居浜支部)
新居浜市管工事業協同組合理事長
石水 浩臣

(西条支部)
西条市管工事協同組合理事長
加藤 弘道

(東予周桑支部)
東予・周桑管工事業協同組合代表理事
藤岡 直哉

(覚書第3条関係_第1号様式)

第 号
平成 年 月 日

愛媛県管工事協同組合連合会
支部長 様

愛媛県公営企業管理局
管理事務所長
(公 印 省 略)

災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する要請書

「災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する覚書」第3条に基づき、
下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び応急復旧業務の内容

2 応急復旧業務を必要とする日時、場所、人員、資機材等の種類及び数量等

要請日時	場 所	人員、資機材等

3 担当職員

所 属	職 名	氏 名

4 その他

(覚書第5条関係_第2号様式)

平成 年 月 日

愛媛県公営企業管理局
管理事務所長 様

愛媛県管工事協同組合連合会
支部
(協力会社名)

応急復旧業務実施報告書

応急復旧業務が完了しましたので、「災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する覚書」第5条の規定により報告します。

記

1 応急復旧業務の実施内容

実施期間	実施場所	業務内容	従事人員	資機材等	数量

2 その他